

6 養豚農場における地域ぐるみでの衛生対策強化のための取組み

県南家畜保健衛生所

七島 琳・中島 大・石丸 憲二

平成 30 年夏以降、CSF（豚熱）が国内において発生・拡大し、ASF（アフリカ豚熱）はアジアへ拡大・進行している状態にあり、家畜防疫対策のためには、適切な飼養衛生管理の確実な実施と地域ぐるみでの衛生対策強化が必要である。今回、地域ぐるみでの衛生対策強化のための取組みを行ったので、その概要を報告する。

1 養豚農場の組織化と連携強化の取組み

平成 22 年発生の口蹄疫や平成 26 年管内で流行した豚流行性下痢の防疫対策として養豚農家の衛生意識が向上したことで、集会等を避ける傾向が強まった。しかし CSF や ASF の防疫対策強化としては、生産者が共通認識をもちながら同じ対策を実施するために、養豚団体を通じた情報の共有や伝達が必要である。管内には地域養豚生産者の団体が各地域に 1 つずつ存在していたが、農家戸数の減少やワクチン接種事業の縮小等により、平成 30 年時点では 8 団体存在していたが、実際に活動が確認された団体は 2 団体のみであり、そのほか 6 団体については休止中であった（図-1）。そのため各市において養豚団体を再構築する必要があった。

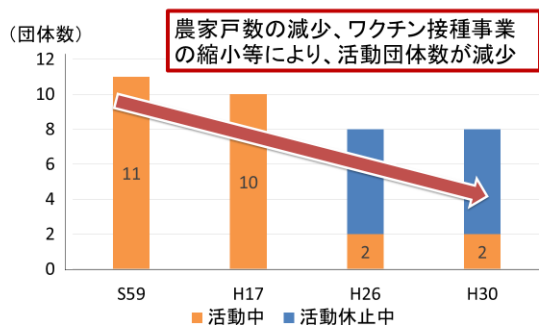


図-1 管内養豚団体数の推移

当所が中心となり、市、生産者と連携し、令

和元年 8 月から組織化のため検討を行った。令和元年 9 月以降、各市において養豚団体を新設、そのうち 1 団体については従来からの団体を引き継ぎ、参加農場を追加・拡充した。本団体には、県機関・廃業農家を除く全 33 農場が参加した（表-1）。

表-1 設立した養豚団体の概要

新設/拡充	協議会名	設立日	参加農場
新設	島原市養豚協議会	R1.10	11
拡充	雲仙市豚自衛防疫協議会	R1.10	11
新設	南島原市養豚協議会	R1.9	11

本団体を通じたことで、ASF 侵入防止緊急支援事業を円滑に進め、事業参加の 24 戸は、令和 2 年 3 月までに防護柵の設置を完了した。また、CSF のワクチン接種が検討された時期には研修会を開催した。さらに今後は、バイオセキュリティ向上対策として、防鳥ネットの整備に取り組む計画である。

このように、養豚団体を設立したことで、情報共有や防疫意識の斉一化が可能となり、地域一体となった防疫対策の強化が図られた。

2 地域一体化のための情報発信の改善

当所では、国内で CSF が発生した際にはリーフレットを作成し、注意喚起及び対策について、管内養豚農家へ逐一送信・周知しており、主にファックス、電話、郵送を用いて発信している（図-2）。

内容: 家畜伝染病等の発生情報、
注意喚起、防疫対策
方法: FAX、電話、郵送
回数: 26回/年(令和元年度)
時間: 平均1時間38分(FAX)
翌日～翌々日(郵送)

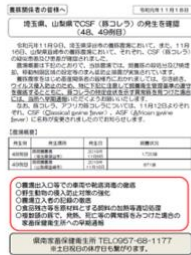


図-2 家畜伝染病等に関する情報提供

昨年度はファックスによる情報提供を26回行い、平均所要時間は1時間38分を要した。なお、ファックスを所有していない農家へは、郵送による情報提供であることから、タイムラグが生じていた。一方、県や国からの情報は、ホームページ (HP) や SNS を活用した情報提供を積極的に行っており、必要な情報がタイムリーかつ確実に提供されている。情報発信手段の改善を目的とし、令和元年10月から令和2年1月にかけて、関係機関を除く管内養豚農家36戸にアンケート調査を行った。内容は、通信機器類所有状況、取得したい情報、当所HPやSNSの利用希望、SNS利用状況について実施した(図-3)。

目的: 情報発信手段の改善
対象: 管内養豚農家 36戸
内容: 通信機器類所有状況
取得したい情報
SNS利用状況 等
期間: R1年10月～R2年1月



図-3 アンケート調査

管内養豚農家が最も所有している通信機器類は携帯電話であり、全体の93.8%が所有していた。年代別にみると、30～70代までの年代すべてで、高い割合で携帯電話を所有していた(図-4)(図-5)。

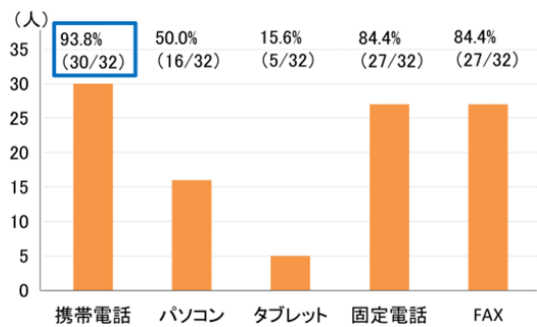


図-4 通信機器類所有状況

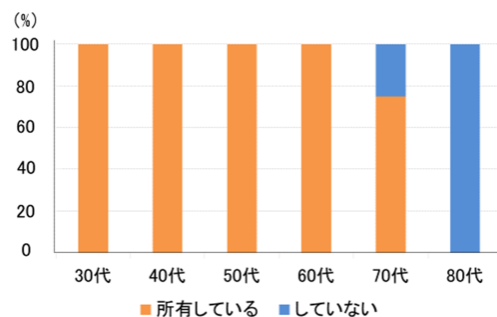


図-5 年代別携帯電話の所有状況

当所からは疾病情報の提供を強く求められており、全体の約8割は当所HPやSNSがあれば活用する・やや活用すると回答した(表-2)(図-6)。以上のことから、携帯電話やHPやSNSを活用して情報を得ている農家が多いと推察された。

表-2 当所から取得したい情報

項目	回答数
疾病情報	29 (90.6%)
情報誌「雲仙」	16 (50.0%)
提出書類の様式	15 (46.9%)
農場立ち入りの日程調整	5 (15.6%)
提出書類〆切のお知らせ	5 (15.6%)
特になし※	2 (6.25%)

※HP、SNSの利用なし

原則不可能であった。当所には家畜防疫時に用いるタブレットがあるが、古い機種のためOSが更新できず、アプリのダウンロードや更新等ができない状況であり、現在の家保の環境ではLINEを活用して情報を提供することは出来ないことがわかった。しかしSNSの活用により迅速に情報提供及び共有ができるため、今後はSNSが利用できる環境の早急な整備が必要と考えられた。

4 CSF発生状況確認検査における対応

令和元年10月15日、CSF防疫指針の改正により、発生状況確認検査において原則24時間以内に移動制限区域内の全ての養豚農場に立ち入り、1農場あたり少なくとも30頭分の検査材料を採材しなければならなくなった。管内A町には3km圏内に15農場が存在する管内最大規模の養豚密集地帯があり、検査棟数は139棟、検査頭数は699頭、必要人員数は30名（獣医師1名、案内人1名、合計2名×15農場）である（図-11）。

- 立入り農場:15農場
- 検査棟数:139棟
- 検査頭数:699頭
- 人員:30名
(2名×15農場)



図-11 管内養豚密集地帯

これに対応しうる必要資材を備蓄かつ所在の「見える化」することで、管内全農場での発生に迅速に対応できるようにした。必要資材として移動式コンテナ、消毒噴霧器、長靴、試験管立て、豚保定器、採血道具一式がある。

5 まとめ

今回、養豚農家の組織化により地域防疫に対する理解醸成と相互連携の強化を図り、情報発信の改善により多種多様な情報を入手できる環境を構築することで、地域ぐるみでの衛生対策強化に取り組むことができた。今後、SNS等の新たな情報発信方法も検討するとともに、生産者が

必要とする情報を迅速かつ適確に提供し、地域一体となって更なる防疫体制の強化に取り組んでいきたい。